

伊那市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月

伊 那 市

1 目標

令和3年3月に改訂した伊那市住宅・建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、伊那市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

本プログラムは、促進計画に定めた耐震化率の目標達成に向け、耐震化に関する緊急的な取り組み方針を定めるものである。

3 対象建築物

対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施工）前に建築工事に着手した住宅とする。（長屋、共同住宅及び賃貸住宅を除く。）

4 令和6年度の取組内容

（1）住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

対象住宅の所有者に対して、住宅耐震化の必要性および耐震化への支援制度等の情報提供を行う。

市総合防災訓練対象地区である美篶地区へのダイレクトメールの送付や戸別訪問等また、市内の対象住宅の所有者に対し耐震化の必要性に係わる周知・普及を行う。

（2）耐震診断受診者に対する耐震化促進

- ア) 新たに市の無料耐震診断を実施した者に対して改修補助制度の説明、改修事業者リストの提供により耐震改修を促す。
- イ) 耐震診断後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメール、電話連絡等により耐震改修を促す。

（3）改修業者の技術力向上等

県と連携して改修事業者等に対して技術力向上のため年1回以上説明会を実施する。

(4) 一般への周知普及

- ア) 広報誌等により耐震改修の必要性を周知する。
- イ) 防災訓練、イベント等の開催時に住宅耐震化に関するブース展示を年1回以上行う。
- ウ) 耐震化支援制度についてのリーフレット等の作成・配布を行う。

5 令和6年度の目標

- (1) 住宅に対する無料耐震診断戸数 30戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 10戸

6 前年度までの実績

年 度	無料耐震診断数(戸)	耐震改修工事費補助数(戸)
5	30	10
4	33	12
3	33	12
2	40	12
令和元 平成31	40	18
30	40	9
29	35	5
28	19	3
27	14	4
26	20	7
25	30	10
24	24	10
23	82	7
22	20	6
21	40	9
20	50	8
19	40	6
18	56	6
17	39	7
16	275	4
15	170	3
14	100	-
合 計	1,230	168

6 実績の公表

耐震改修等に係る取組の実施・達成状況を把握・検証を行い、伊那市公式ホームページ等で公表する。